

仙台市医療機関PCR検査等実施事業補助金交付要綱

(令和2年10月30日健康福祉局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、仙台市の発熱患者の円滑な受診の確保を目的として、発熱患者に対し、本市と宮城県が共同で設置する仙台市・宮城県電話相談窓口及び仙台市保健所（以下「コールセンター等」と言う。）における情報提供へ同意し、かつ、行政検査としてPCR検査等を実施した医療機関に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「診療所等」とは、医療法第1条の5第1項及び第2項に定める病院及び診療所とする。

2 この要綱において、「PCR検査等」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条に基づく調査に関する仙台市長との委託契約に基づく検査とする。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる診療所等（以下「補助対象診療所等」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 入院させる施設が200人未満であること
- (2) 本市が実施するコールセンター等における発熱症状を伴う患者に対する診療所情報の提供へ同意すること
- (3) 暴力団等と関係を有していないこと

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、補助対象診療所等が医師の判断に基づき実施するPCR検査等とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、各日のPCR検査等を実施した実績に応じて、別表第1に定める1日あたりの補助単価を合算した額とする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条第1項の規定による交付申請は、仙台市医療機関PCR検査等実施事業補助金交付申請書（様式第1号）を別途指定する日までに市長に提出するものとする。

(補助金の交付の決定等)

第7条 市長は、前条に規定する補助金の交付申請書の提出を受けたときは、その内容について審査し、補助金の交付の可否について決定するものとする。

(決定の通知)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、申請者に仙台市医療機関PCR検査等実施事業補助金交付決定書（様式第2号）により通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 規則第5条第1項第1号に規定する市長の定める軽微な変更は、補助対象事業の内容の変更（当該事業目的を変更しない範囲のものに限る。）で、補助金の額に変更を生じないもの、または補助金の額を減額するものとする。

2 規則第5条第1項の規定による変更等の申請は、仙台市医療機関PCR検査等実施事業変更・中止・廃止承認申請書（様式第4号）により行うものとする。

3 前項の申請に対する承認は、仙台市医療機関PCR検査等実施事業変更・中止・廃止承認通知書（様式5号）により行うものとする。この場合、市長は、交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

4 前項の規定による取消しまたは変更を行ったときは、書面により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、仙台市医療機関PCR検査等実施事業補助金交付申込取下書（様式第8号）により行うものとする。

(実績報告)

第11条 第8条の補助金の交付決定を受けた補助対象診療所等は、直近6か月分の検査実施数をまとめて報告するものとし、2月1日から7月31日までの検査実施分を8月末までに、8月1日から翌1月31日までの検査実施分を2月末までに、仙台市医療機関PCR検査等実施事業実績報告書（様式第3号）に仙台市医療機関PCR検査等実施事業補助金実績報告一覧を添えて、市長に提出するものとする。

2 請求内容について疑義がある場合には、補助対象診療所等に対して必要な書類の提出等を求めることができる。

(補助金の確定)

第12条 市長は、前項の規定による実績報告の提出を受けたときは、当該報告に係る書類を審査のうえ補助金額を確定し、補助対象診療所等に対し、仙台市医療機関PCR検査等実施事業補助金確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 市長は、第12条の規定による補助金額の確定を行った後に、補助金を交付するものとする。

2 補助対象診療所等は、第12条に規定する補助金の額の確定の通知を受けた場合、仙台市医療機関PCR検査等実施事業補助金交付請求書（様式第7号）を、通知を受けた日から30日以内に市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第14条 市長は、補助対象診療所等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部、又は一部を取り消すものとする。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき

(2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他規則又はこの要綱に基づき市長が行った処分に違反したとき

2 前項の取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

(指導監督等)

第16条 規則第21条の規定による調査は、補助事業の円滑な遂行を図るため必要がある場合に行うものとする。

(帳簿及び書類の保存年限)

第17条 規則第21条の2の市長の定める期間は、補助事業の完了した年度の翌年度から10年間とする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、仙台市医療機関PCR検査等実施事業の実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から実施する。

附 則 (令和3年4月1日改正)

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則 (令和4年3月27日改正)

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

別表第1 補助単価（1日当たり）

区 分	単 価
5件以上実施	6,000円
4件実施	5,000円
3件実施	4,000円
2件実施	3,000円
1件実施	2,000円

仙台市医療機関PCR検査等実施事業補助金交付申請書

令和 年 月 日

仙台市長 あて

申請者の住所又は所在地

申請者の氏名又は名称

印

標記の補助金の交付を受けたいので、仙台市補助金等交付規則第3条及び仙台市医療機関PCR検査等実施事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

また、暴力団等との関係を有していないことを誓約します。なお、説明を求められた際には誠実に対応いたします。

記

1. 申請する補助金の額 金 _____ 円

2. 申請する補助金の内訳

1日当たり5件 (@6,000円)	×	日	円
1日当たり4件 (@5,000円)	×	日	円
1日当たり3件 (@4,000円)	×	日	円
1日当たり2件 (@3,000円)	×	日	円
1日当たり1件 (@2,000円)	×	日	円
合計		日	円

仙台市医療機関PCR検査等実施事業補助金交付決定書

仙台市（〇〇）指令第〇号

様

令和 年 月 日付けで申請のありました標記の補助金について、仙台市補助金等交付規則第 6 条及び仙台市医療機関PCR検査等実施事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり条件をつけて交付することに決定しましたので通知します。

なお、決定の内容及び補助の条件に不服がある場合は、令和 年 月 日までに申請を取り下げることができます。

令和 年 月 日

仙台市長

印

1 補助事業の名称	仙台市医療機関PCR検査等実施事業
2 補助内示額	金 円
3 補助の条件	<p>1 仙台市補助金等交付規則及び仙台市医療機関PCR検査等実施事業補助金交付要綱、並びに補助金の交付の決定の内容と以下の条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行ってください。</p> <p>2 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更（軽微な場合を除く。）をするとき、及び補助事業を中止又は廃止するときは、市長に申請し、その承認を受けてください。</p> <p>3 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、市長に報告してその指示を受けてください。</p> <p>4 次に掲げる事項に該当するときは、交付の決定を取り消し、補助金の返還を命じます。この場合、仙台市補助金等交付規則第 18 条第 1 項に基づく加算金を納付しなければなりません。また、期限までに納付されなかった場合、その未納額につき仙台市補助金等交付規則第 18 条第 2 項による延滞金を納付しなければなりません。</p> <p>① 虚偽その他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき</p> <p>② 交付決定の内容や付された条件等に違反したとき</p> <p>5 補助金に係る予算執行の適正を期するため必要がある場合は立入検査等を実施します。</p>

様式第3号

仙台市医療機関PCR検査等実施事業補助金実績報告書

令和 年 月 日

仙台市長 あて

申請者の住所又は所在地

申請者の氏名又は名称

令和 年 月日付仙台市（〇〇）指令第〇号で交付決定がありました標記補助金に係る事業実績について、仙台市補助金等交付規則第12条及び仙台市医療機関PCR検査等実施事業補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1. 精算した補助金の額 金 円

2. 添付資料

① 仙台市医療機関PCR検査等実施事業補助金実績一覧

様式第4号

仙台市医療機関PCR検査等実施事業変更・中止・廃止承認申請書

令和 年 月 日

仙台市長 あて

申請者の住所又は所在地

申請者の氏名又は名称

印

令和 年 月 日付仙台市(〇〇)指令第〇号で交付の決定の通知がありました標記の補助金について、下記のとおり変更・中止(廃止)したいので、仙台市補助金等交付規則第5条第1項第2号及び仙台市医療機関PCR検査等実施事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の名称 仙台市医療機関PCR検査等実施事業

2 変更・中止(廃止)の内容

①事業の補助金額を_____円に変更すること

②事業の中止 _____年____月____日から

_____年____月____日まで(中止の期間)

③事業の廃止 _____年____月____日 (廃止の時期)

④その他 _____

3 変更・中止(廃止)の理由

例: PCR検査等の実施件数が確定したため。

様式第5号

仙台市医療機関PCR検査等実施事業変更・中止・廃止承認通知書

仙台市(〇〇)指令第〇号

様

令和 年 月 日付けで申請のありました仙台市医療機関PCR検査等実施事業変更・中止・廃止承認申請について、下記のとおり承認しますので、仙台市補助金等交付規則第11条第2項及び仙台市医療機関PCR検査等実施事業補助金交付要綱第9条第3項の規定により、通知します。

令和 年 月 日

仙台市長

印

1 補助事業の名称	仙台市医療機関PCR検査等実施事業
2 補助決定額	金 円
3 承認の内容	① 事業の補助金額を_____円に変更すること ② 事業を中止すること ③ 事業を廃止すること ④ その他

様式第 6 号

仙台市医療機関PCR検査等実施事業補助金確定通知書

仙台市（〇〇）指令第〇号

様

令和 年 月 日付けで実績報告のあった下記の補助事業については、仙台市補助金等交付規則第 13 条及び仙台市医療機関PCR検査等実施事業補助金交付要綱第 12 条に基づき、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

令和 年 月 日

仙台市長 印

- 1 補助事業の名称 仙台市医療機関PCR検査等実施事業
- 2 補助確定額 金 円
- 3 その他 本通知書の交付日より 30 日以内に補助金交付請求書を提出してください。

仙台市医療機関PCR検査等実施事業補助金交付申込取下書

令和 年 月 日

仙台市長 あて

申請者の住所又は所在地

申請者の氏名又は名称

印

令和 年 月 日付仙台市(〇〇)指令第〇号で交付の決定の通知がありました
標記の補助金について、下記のとおり仙台市補助金等交付規則第7条及び仙台市医
療機関PCR検査等実施事業補助金交付要綱第10条の規定により、申請を取り下
げます。

記

- 1 補助事業の名称 仙台市医療機関PCR検査等実施事業
- 2 補助決定額 金 円
- 3 申請年月日 令和 年 月 日
- 4 取下の理由